

平成23年度 第1回 新潟市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

○日 時：平成23年5月25日（水）午後3時15分～

○会 場：新潟市役所第1分館6階 1-601会議室

○出席委員：14名（欠席委員1名）

関係課：児童相談所，こころの健康センター，各区健康福祉課長

事務局：福祉部長，障がい福祉課長

1. 開会宣言

2. 福祉部長挨拶

3. 委員紹介

4. 議事

（1）会長，会長代理の選出

（司 会）

それでは、これより、議事に移らせていただきます。会長が選出されるまでは、引き続き司会のほうで議事を進行させていただきます。なお、本日の委員の出席状況でございますが、15名の委員のうち、14名の委員の方が出席されており、過半数を超えておりますので、新潟市障がい者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、この協議会が成立していることをご報告いたします。

最初の議事は、会長の選出となっております。委員の皆様が改選となっておりますので、改めて会長の選出を行いたいと思います。会長は新潟市障がい者施策推進協議会条例第4条の規定により、委員の互選により決定することとなっております。委員の皆様、いかがでしょうか。

（遁所委員）

今までの新潟市障がい者施策推進協議会の議事進行及び貴重なご意見、ご提言の実績、さらに今後も後期の障がい者施策推進協議会の継続性もかんがみ、前期の会長の島崎委員をご推薦いたしたいと思います。

（司 会）

ただいま、遁所委員から、島崎委員を推薦したいとのご発言がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(司 会)

それでは、皆様のご賛同によりまして、会長は島崎委員に決定いたしました。会長に選出されました、島崎会長におかれましては、席へお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

(島崎会長)

今ほど、過分なご推薦の言葉をいただきました、島崎でございます。前期に引き続き、微力でございますけれども、後期も会長を務めさせていただきますが、どうぞよろしく願いしたいと思います。

先ほど、阿部部長さんからのごあいさつにありまして、このたびの東日本大震災で被災された皆様には、本当にお見舞い申し上げたく存じます。また、特に被災地の障がいのある皆様の生活支援の状況につきましても、私は直接現地に入ることはしておりませんので、間接的にいろいろな方から、報道を通してお聞きするばかりなのですけれども、やはり当事者としても障がい者施策推進にかかわる者としても、心を寄せて、大事に関心を持って考えていかなければと思っております。

今日、委員になられた皆様におかれましても、本当にそれぞれのお立場で、直接、間接に支援活動に入っていられるかと思っておりますけれども、ときどきに、場面場面で状況や大事なことについて、またお聞かせいただければと思っておりますし、できれば市の現在の障がいのある人たちへの対応についてなども少しお聞きできればと思っております。いずれにいたしましても、障がい者施策推進協議会は今年度から今期につきましても、計画づくり、条例について大事な案件と役割を果たしていかなければならないと思っております。どうぞご協力、ご支援をいただけますよう、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

(司 会)

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。

(島崎会長)

それでは、次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。はじめに、議事の1であります、会長代理の選出ですけれども、新潟市障がい者施策推進協議会条例第4条第3項によりまして、会長代理は会長が指名することとなっております。私といたしましては、前期に引き続きということで恐縮に存じますけれども、熊倉委員さんに会長代理を指名させていただきたいと思っておりますが、熊倉委員、いかがでございましょうか。お願いしたいと存じます。

(熊倉委員)

及ばずながらお手伝いをさせていただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいいたします。この施策推進協議会につきましては、委員の皆様からご忌憚のないご意見、ご発言をいただいて、本当に障がいのある、なしにかかわらず、新潟市で生活することが障がいのある人たちにとって、いい生活場面になるような、充実した審議をしていきたいと考えておりますので、委員の皆様方のご協力をぜひともいただけますよう、お願いいいたします。よろしくお願いいいたします。

(2) 障がい福祉計画数値目標達成状況

それでは、議事の2の「障がい福祉計画数値目標達成状況」について、事務局から説明をお願いしたいと思いますが、その前に震災関係のことで市の取り組み状況について、概要でご説明いただければと思っております。よろしくお願いいいたします。

(事務局)

私から、ご説明申し上げます。今、会長からお話のございました、東日本大震災への市での対応ということで、ごくかいつまんでご報告申し上げます。

まず、被災地への職員の派遣なのですが、仙台市を中心に5月13日までで、延べ8,000人強の人員、特に避難所の支援ということで3,000人を上回る人数。それから、消防局で2,000人を上回るような派遣をしています。そのほか、ごみ関係、それから保健師とか、土木関係、水道局関係、合わせて8,100人以上ということになっています。福祉部では、避難所支援にも出ておりますが、ケースワーカー、手話通訳の派遣なども行っております。それから、避難者の新潟市の受け入れ状況ですが、先ほど部長のごあいさつで申し上げましたが、現時点では豊栄の総合体育館、それから新潟市体育館、西総合スポーツセンターの3か所で今日で219人いらっしゃるって、またそのほか避難所内で市営住宅、ホテル、旅館等へ避難されている方が、やはり600人以上いるという状況になっています。一番体育館等に避難された人数が多いのは、震災後10日くらいの3月20日ころでしょうか。1,200人近く避難されておられます。

それから、福祉関係なのですが、福祉避難所ということで、先ほどの体育館のほかに黒埼にある黒埼荘というところを3月17日に開設いたしまして、受け入れは要援護者と申しますが、高齢者の方を含めて8人、それからその介護者の方ということで受け入れしております。最終的に5月5日に全員地元に戻られたり、ほかのところに移られたりして、現時点では入っていらっしゃいませんが、一応、いつでも入れるような部屋は確保してございます。

それから、体育館には保健師が常時回って、いろいろな相談を受けておりますし、県と市のこころの健康センターが中心となって、こころのケアホットラインということで、電話相談等

も受付ております。あとはもろもろあるのですが、とりあえずこのくらいで終わらせていただきます。

続きまして、議題の障がい福祉計画数値目標達成状況について、ご説明申し上げます。資料2をご覧ください。まず、1の福祉施設の入所者の地域生活への移行です。地域生活の移行者数は平成23年度末の目標63人に対しまして、下のほうに達成状況と実績値がございますが、平成22年度末で76人、率で12.1%ということで、これは目標を上回っている数字になっておりますが、その下の削減数につきましては、平成23年度末目標の45人に対してゼロ人という状況になっております。まだまだ施設入所の待機者が多く、削減までには至っていないという状況でございます。

その次のページ、2の入院中の精神障がい者の地域生活への移行ですが、平成23年度末目標の277人に対しまして、これは平成22年6月末ですが、82人、達成率で29.6%となっております。なお、括弧書きしてある数字でございますが、これは前回までこの協議会でうちのほうで報告していた数字になっておりますが、県から当初の53人のときから数字に誤りがあったということで、修正の連絡がございまして、今まで2人ほど多く報告させていただいていたということで、今回、修正させていただきました。なお、退院の82人に加えまして、転院、そして亡くなられた方を合計いたしますと、参考のところに書いてありますが、150人となりまして、率としては54%となっております。なお、平成23年6月末の数字につきましては、次回の協議会でご報告させていただきます。そして、精神障がい者の地域移行につきましては、平成22年度までは県の事業として取り組んでまいりましたが、平成23年度からは、また後で予算のところでご説明しますが、市の事業として取り組んでまいります。

それから、3の福祉施設から一般就労への移行ということでございますが、これは平成23年度に72人という目標となっております。これが実績のところ、調査中ということで、今、各施設のほうに調査をかけておりますが、現時点で88施設に照会をかけて、74施設から回答がありまして、現時点では39人となっております。最終的な数字につきましては、これも次回の協議会で報告させていただきますが、なかなか目標どおり進んでいないということが現状でございます。説明は以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。事務局より、数値目標の達成状況について、ご説明いただきましたけれども、ご質問等、ご意見ございませんでしょうか。

(塚野委員)

もう議題にしなかったのだけれども、組織改正ですが、どうして精神障がい者だけが違うところへ、福祉から衛生のほうに移ったのか。移らなければならない理由は何かと。これは多分

厚生労働省とも考えて含まれているのかもしれませんが、説明すれば精神障がい者はよく犯罪に絡むようなこともありますけれども、むしろ一般者よりも犯罪を起こすというのは少ないのです。それを何かあるとすぐ精神鑑定をやってみたりだとかというようなことはやっていますけれども、そういうことも影響しているのではないかと思っているのです。ただし、精神障がいの重大犯罪といいますか、放火だとか、殺人だとか、それは多いようです。ただし、そういう被害者は家族だとか、身内だとか、そういう方のほうが多いのです。精神障がい者が危険かどうかだとか、そういうものは医学的なことの課題なのであって、単純に精神障がい者だから福祉からあちらへ移せなどと、昔は保健所が担当していますけれども、ばい菌みたいではないですか。そういう行政の意識というものを直していただきたいと。それが組織改正のことです。それで、今度は議題になった障がい福祉計画の目標ですけれども、数字だけ目標があって、結果がこうだよと。なぜ、こうなったのかと。そういう総括だとか、評価がなければ、ではこの次どうするのだという案が出てこないと思っているのです。ぜひ、こういうところで報告するときには、そういう評価的なものも報告していただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。では、はじめのほうはご意見ということでよろしいですか。では、事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局)

組織改正の部分ですが、今、塚野委員がおっしゃったような観点からの組織改正ということではなくて、委員おっしゃるように前に保健所でやっていた時代もございます。自立支援法ができて3障がいを一緒にやりましょうというような形でやったわけですが、やはり精神保健分野、保健所との連携も非常に重要ですし、こころの健康センターもありまして、それから障がい福祉課という部分もあって、その辺の連携をさらに強めて、そういうところの体制を強化していこうと。また、自殺対策もございまして、自殺対策もそういう観点からも保健所のほうに専門部署を置いて、保健師さんとの連携等も強めてやっていこうと。

それで、先ほど申し上げましたが、手帳とか、助成といった福祉の分野につきましては、従来どおり3障がい一緒に障がい福祉課でやるというような体制を敷いたということでございます。

それから、目標については、いろいろな進まない原因、例えば精神障がいの地域移行ですと、なかなか周知が進まないとか、やはり一人ひとりの対応に時間がかかるとか、いろいろ問題がございますが、ご意見のように今後、そういう形でご説明させていただきたいと思います。

(塚野委員)

今、お話をお聞きしましたけれども、精神障がい者というのは心の病ではないのです。脳機

能が障害を受けているからなのです。その辺を心の問題だというようなことで片付けないで、脳機能の障害の一種だという認識でいていただきたいと思います。

それから、ここで言うつもりはなかったのですけれども、同じ月曜日に障がい福祉課に資料を皆さんのほうに配ってほしいということで、かなり分厚いものをお持ちしたのですけれども、今日、会場で配っていただけると思ったら、配っていただけていないと。配れないというのであれば、あらかじめ、これは配れないよということで連絡するべきです。私とすれば、特に報道の方なども来られれば、ぜひ報道の方にも差し上げたいと思っていたのです。

(事務局)

いただいた資料につきましては、会の最後にお配りするということで予定しておりますので、お配りしないということではございませんのであしからず。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、塚野委員からのご意見、ご質問につきましては、本当にご忌憚のないご意見として共有できればと思いますし、組織改正につきましても、市民に今、ご説明あったような部分も含めて、さらに周知して、利用等について不便のないように徹底していかなければとお願いしたいと思いますし、私ども委員もひとつ役割として周知して、いろいろな関係のところに伝えていくこともしていければと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、達成状況につきましては、やはり数値目標を立てて、それがどうしてこのような状況であるかということは、やはり分析といいますか、振り返りが必要で、それを踏まえた計画策定ということになっていくのだと思いますので、それにつきましては、それぞれ前の計画について、やはり市である程度、現状についての分析といいますか、その辺、市としての分析をお聞かせいただきながら、計画づくりのところに反映させていくという形にできればと思います。塚野委員におかれましても、そのようなことで継続的に、この数値目標の市としての分析ですとか、そういうことをこの場で議論しながら、次期計画につなげていくということで、ご了解いただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。そのほか、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(小島委員)

精神の問題で塚野さんから言われましたので、私は精神障がい者の当事者として、やはり一番最初に思ったのは、なぜそのように今まで福祉部になっていたものが、また昔の籍に戻ったのかということでした。その辺の理由について、もっと明確に分かりやすく、そして一般に知らしめるようにしないと、やはり混乱すると思うのです。窓口が障がい福祉課のどこに行けばよいのかといいますか、その辺も分かりませんし、こころの健康センターとどのようにかかわ

るかということもさっぱり分かりませんし、そういった細かいことまできちんとやっていかないと進んでいかないと思うのです。やはり本当に何でだろうといたしますか、その辺が一番疑問に思いました。

数値目標もそうですけれども、やはりここで新潟市独自で退院促進ということを図っていくということになりますけれども、本当にあと1年で最終目標なのですからけれども、達成させなくてはならないわけですから、具体的にこの辺をこのようにしてやるのだということを強く訴えて案を出して、具体的にここで示していただきたいと思います。そうでないと意味がないと思うのです。

(島崎会長)

ありがとうございました。松永委員からよろしいですか。

(松永委員)

直接この会議といいますか、最初にお話がありました、東北地方の地震に関して、もし新潟に来たらということでお聞きしたいのですけれども、中越地震の後に安否確認のための災害弱者の方々が登録されたと思うのですけれども、それがその後、現状どうなっているか。当初はあまりいなくて、中越沖地震のときに少し増えたのかと思ったのですけれども、その後、どうなっているかということと、それから東北地方のとき、私も全国団体が視覚障がい者の安否確認に回ったのですけれども、手帳保持者を各県に問い合わせたわけなのですけれども、名前は聞かせてもらえませんでした。プライバシーのことがありますから、当たり前と言えば当たり前なのですけれども、こういう緊急時の場合、どうなるか。実際には、先日の話だと、現在、視覚障がい者の手帳保持者の13%しか安否確認がまだできていないということでした。それに対して、各市町村がようやく動き出しているという状況のようです。そういう中で、新潟にそういうものが来ては困るのですけれども、一応、そういうもしもの場合があった場合、安否確認の登録状況と緊急時の障がい者への名簿でしょうか。安否確認。というのは、避難所に行った視覚障がい者がどのようにになっているか。そこは非常に問題があると思っていますので、その辺、お聞かせ願えればと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。今ほど、小島委員さんから先ほどの塚野委員さんのご意見とあわせて、当事者の意見をどれくらい反映できるかという部分も課題といたしますか、ぜひお願いしたいところがございますし、また周知していくようにというように願っております。今の松永委員からの震災時対応につきまして、簡潔に。また、もし後で資料等がいただけるようでしたら、例えば資料配付ということも含めて、事務局からお願いいたします。

(事務局)

新潟市では、要援護者ということで、今、手挙げ方式等で、各援護、支援の必要な方の名簿を危機管理防災課で作っております、実際のところになると各自治会にお願いしてやるというような体制になっておりますが、その数字、何人までどうなったかということは持ち合わせてございませんので、あれば後からでもお送りさせていただきたいと思います。

(遁所委員)

それに関連しまして。私も後で言うつもりだったのですがけれども、松永委員がおっしゃったので続けてお願いいたします。

先ほどのことで、実は新潟市には、南相馬市からけっこう大量の方が避難してきたということ、先ほどちらっとお伺いしたのですが、実は南相馬市では、市長の裁量で、避難者の障がいを持った方とか、要支援の方の名簿を支援事業者に公開したということで、ニュースにも取り上げられたのですがけれども、それを緊急の事態ですので、新潟市がどのように考えるのかということでお聞きしたいのと、また緊急事態でそのように事業所が一緒になって安否確認ができるような体制を、ぜひ検討していただきたいということを意見として申し上げたいのと、福祉避難所について8人の方を支援してくださったことについては、大変感謝いたします。その中でも自立支援協議会で福祉施設の要件といたしまして、要支援者と介護者の2名に限って福祉避難所に入るという国の縛りがあるので、今回は家族で逃げて来られた方たちがばらばらになるので、福祉避難所に入れないという意見を聞いております。ですので、これについては、国の縛りについて動けないということであれば、新潟市単独で福祉避難所の要項などが作れるのか。その可能性があるのかという2点をあわせて、意見と質問として挙げさせていただきます。

(事務局)

福祉避難所はおっしゃるように、原則は要支援者と介護者ということで、これは施設の大きさといえますか、収容人員等もございまして、今回は幸い人数が少なかったのですが、どんどん、逆に新潟市の近くで起きればこういう状況ではなくて、もっと多くの方がいらっしまったのではないかと思います。今回、たしか南相馬、いわきの方が中心で被害に遭われた程度も軽い方も多かったというような、家屋の損壊という方は少なかったのですが、中にはどうしても介護する要支援の方が多いようなご家族の方もいらっしまって、人数的に多く入っていただいた方もいらっしますし、そこでは実際になった場合、より柔軟には考えてはいきたいと思いますが、おっしゃるように今回、原則はそういう形でやらせてもらいました。

個人情報提供は、私はこの場で、危機管理のほうで管理していますので何とも申し上げられないのですが、緊急避難的なものについては、市の個人情報でも、例えば人の生命を守るとか、そういうときは大丈夫なようになっていると思いますので、そういうところで対応できる

のではないかとと思いますが、私からは確約、どうのこうのとは差し控えさせていただきます。

(塚野委員)

今の説明は分かるのですが、私も重度身障者で、民生委員の方が自宅へ来まして、それでこれを登録するとどのように活用するのかということも聞いても、民生委員の方は行けと言われたから来たというのです。簡単に言えば、だから、そういうものをどのように活用するのかということと、ほかで何とかやってくれるのではないかとという意味合いではなくて、具体的に実際に起きたら本当にできるのかと。するつもりで計画を立ててほしいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。東日本大震災で障害のある人たちへの生活支援のあり方等については、国は当然ですけれども、県、市、特に新潟市も政令市ということで、今回のことを踏まえて、これからまだまだ続くわけですので、さまざまな状況の中で、やはり仕組みを見直し、さらに作っていくということだと思いますけれども、それにつきましては、施策推進協議会も本当に計画づくりの中で、場合によっては入れ込んでいくということも必要だと思いますし、また全庁的には横のつながりといいますか、今の要援護者の登録につきましても、私も当事者ですけれども、なかなかその辺の周知ですとか、あり方ですとか、実際にどういう形で取り扱われるのかということも、まだまだ分かりにくいところが確かにあるかと思います。ですので、庁内で担当部署が当然あるわけですけれども、そのところと当然連携を取りながら、そこで議題になっているときは、少なくともここには当事者の団体等の皆様からかかわっていただき、当事者視点、生活者視点のところで作っていかうということだと思っていますので、そういう意味では、ぜひ情報の共有化等を議論する、検討する機会を次第の中で入れていただければというように思います。むしろ議題の一つ目にそのようなことが入ってもよかったのかもしれないというご意見をお聞きしながら思いました。

このことにつきましては、いかがでしょうか。また、ご質問等、こういつては大事なことなわけですけれども、後ろの時間がありますので、もしお気づきのところがあったら、またその場でご質問いただいてもと思いますけれども、次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(3) 主要事業進捗状況報告、今年度実施予定事業概観

今年度の議題の3につきましては、主要事業の進捗状況の報告と今年度の実施予定の事業等について、概観についてということで、事務局からご説明をお願いするわけですけれども、2の目標達成状況とリンクする部分があるかと思いますが、お気づきのところは、またご意見、ご質問等をいただければと思います。資料3で事務局からご説明いただけますか。よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

(事務局)

それでは、私からご説明申し上げます。資料3の「平成23年度の新潟市障がい者施策について」と、その後の資料4の「平成22年度障害福祉施設関係主要事業実施状況と今後の展開予定」ということで、あわせてご説明させていただきます。

まず、資料3からご説明申し上げます。1枚めくっていただきますと、この資料につきましては、障がい者の推移と障害福祉サービス等の利用状況、社会資源の状況について、簡単にまとめたものでございます。時間の関係もでございますので、簡単に説明させていただきます。資料1ページの(2)を見ていただきますと、これが各種手帳所持者の推移でございます。平成23年3月31日現在で、身体障害者手帳が2万9,203人、療育手帳が4,428人、精神障害者保健福祉手帳が3,606人、合計で3万7,237人ということで、前年度比で995人の増、2.7%の伸びとなっております。手帳別で見ますと、身体障害者手帳が2.1%の伸び、療育手帳が1.8%の伸び、それから精神障害者保健福祉手帳が9.2%の伸びということで、精神の伸びが大きくなっております。そのほか(1)、(3)、(4)、(5)とそれぞれ等級別の人数とか、詳しいものを記載してございます。

それから、資料3ページ、これが障がい福祉サービス等の利用状況でございます。支給決定者数ですが、障がい福祉サービスにつきましては、平成23年4月現在で3,596人ということで、7.5%の伸び。平成22年度から若干下がっておりますが、毎年10%程度伸びてきております。それから、地域生活支援事業では、2,032人ということで5.8%、こちらも若干伸び率は下がっております。

それから、資料の4ページ、(7)に社会資源の状況ということで、事業所数の数等を記載してございます。

それから、資料5ページから、障がい福祉課関係の予算関連でございます。障がい福祉課の当初予算の総額は平成23年度で142億2,200万円余で、伸び率として2.6%となっております。その下、障がい者関連施策の体系ということで出ておりますが、新潟市では五つの都市像を掲げておりますけれども、障がい福祉関連施策の体系は4の「安心とともに育つ、くらし快適都市」ということで、その中でその下にあります1の毎日の安全な暮らしを守るから、6の障がいのある人の自立支援ということで体系づけられておりまして、6の障がいのある人の自立支援という部分が障がい福祉施策の中心になります。資料の6ページからはそれぞれの体系に沿った障がい福祉課以外の所管の事業も含めまして、事業及び予算額をまとめてございます。

その中の主要事業として6ページ目のところを見ていただきますと、自殺総合対策事業は網掛けしておりますが、以下網掛けしている10の事業につきまして、資料4で概要をまとめてございますので、主要事業ということで、そちらをご説明申し上げます。資料4をご覧ください

い。

10 の事業が載っております。まず、一つ目が自殺総合対策事業でございます。これは前回の協議会で申し上げましたが、平成 21 年は政令市ワースト 1 ということで、全庁を挙げて取り組んでおります。この 3 月からは電話相談事業といたしまして、こころといのちのホットラインというものを立ち上げましたし、それから真ん中の平成 22 年度の実施状況の（4）に書いてありますが、実態把握ということで、自殺未遂者の実態把握調査、これも 3 月からはじめております。一番下の平成 23 年度のところを見ていただきますと、平成 22 年につきましては、現在数値的に出ておりますのは、内閣府からの速報で、一応 213 人ということで、昨年よりは減っております。昨年在 233 人、これは厚生労働省の統計ですが、内閣府の統計から大体 12 くらい減った筋が厚生労働省の統計のようですので、200 人強くらいになるのかと思っております。一応、政令市のワースト 1 というものは脱しておりますが、まだワースト 3 位ということで、200 人以上の方がまだまだ自殺されているということで、平成 22 年度事業を見直ししながら、一応事業継続していくということで考えております。

それから、二つ目の精神科救急医療システム事業、これは昨年からは休日と夜間、県内 2 ブロックに分けたということでスタートしております。実績等が 5 ページから出ておりますが、協力を大きくしたので、いろいろな実績も多くなっているという状況でございます。

それから、資料の 6 ページ、発達障がい者支援体制整備事業でございます。これの平成 22 年の 1 月からはじめておりますが、実施状況を見ていただくと、平成 22 年度、相談支援では実人数で 520 人と。延べで 1,834 件というような相談を受けております。そのほか、発達支援、就労支援等を行っております。やはりこれも前回、申し上げましたが、成人の方の相談が 40% を超えているといった状況になってございます。平成 23 年度のところですが下です。新規として巡回支援専門員の配置ということで、幼児ことばとこころの相談センターの中に、やはり保育園等の支援ということが重要だということになっていまして、保育園等の巡回支援というものを 1 名増員しているという形になっております。

それから、④の障がい者地域自立支援協議会でございます。これは、平成 22 年度に全体会から各区ごとに自立支援協議会を作ったということでございますが、その裏の 8 ページ、平成 23 年度、区の自立支援協議会、それから全体会を開催するとともに、部会としてこども部会、権利擁護部会、それから支給決定基準検討ワーキング等をやっておりますので、そういうところで個別の課題について検討しているという状況でございます。

それから、⑤の障がい者職業能力開発プロモート事業ですが、これは国からの委託事業としてやっているわけですが、平成 23 年度もプロポーザルで選定されまして、昨年度の事業と同じような形で事業実施を予定しております。

それから、その次の10ページ、障がい者ITサポート事業でございます。これにつきましては、下の平成23年度につきましては、相談支援の強化と医療機関とか、学校への支援を強化しまして、ITサポートセンターだけでは、個別に対応するのは限界があるということで、そういうところの職員の方からさらに個々に指導していただくような体制をとりたいということで考えております。

それから、11ページ、7番目の障がい者相談支援事業でございます。これにつきましては、予算額も大分増えておりますが、平成22年度の実施状況も相談件数も増えてきております。平成23年度の実施予定内容でございますが、二つ目で障がい児支援コーディネーターを4区の相談支援事業所に配置ということで、障がい児の相談支援を強化するというので、総合福祉会館の療育支援事業のコーディネーターを統括コーディネーターに格上げしまして、かつ4区の事業所にさらに障がい児の支援コーディネーターを配置して、きめ細やかな対応と統括のコーディネーターと連携しながらそういうものを図っていくということで、これは強化してまいりたいと思っております。

それから、8番目のひきこもり地域支援センター運営事業ですが、これにつきましては、事業内容のところにも書いてございますが、今年の8月に開設予定ということで、今、準備を進めております。場所は万代市民会館に教育委員会で若者支援センターというものを開設しますが、それに併設する形で設置する予定でございます。そこと若者支援センターと連携しながら事業を進めていくという形になっています。

それから、⑨の障がい者地域移行促進事業でございますが、これは先ほど申し上げましたが、今年から市でやるということでお話申し上げました。ですので、予算額としては平成23年度から出ております。これは大きく二つございまして、一つは地域の受け入れ施設であります、グループホーム、ケアホームを整備していかないとなかなか進まないということで、今回は平成23年度は2施設書いてありますが、新設、改修の施設の補助をするというところが一つ。もう一つとして、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業ということで、各地域体制整備コーディネーターの配置とか、個別支援計画を作って支援をしていくというようなところで、市内2か所の事業所への委託を予定しているということでございます。

それから、最後に10番目の重症心身障がい児（者）通園事業。これにつきましては、今まで新潟で、医療面で充実しているA型は定員が15人、もう一つはB型の定員が5人の二つの型がありますが、新潟市内でA型「はまぐみ小児療育センター」が一つ、B型で「更生慈仁会十字園」の一つということで、2か所だけでしたが、平成23年度にさらにA型1か所、B型1か所を増設して委託していくということで、今、準備を進めております。実際には、平成24年の3月からの予定で、今、進めております。非常に雑ばくな説明でしたが、一応簡単に

ご説明させていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございました。今、事務局から議事3の主要事業進捗状況報告と今年度の主要実施予定事業の概観について、資料3、4でご説明をいただきました。現在の障がい者計画、障がい福祉計画等を踏まえた事業展開ということで、資料ということですが、資料3の先ほど事務局から説明があった5ページ、「安心とともに育つ、くらし快適都市」ということの中で、具体的に障がい者関連施策として、福祉計画や障がい者計画を作り、それぞれ柱があって、それぞれ施策の大きな柱。それから、それを具体的にどういう形で進めていくのか。具体的な事業について、この関連施策、5ページ、6ページがそういう体系といますか、そういう状況として見ていただき、その中の具体的な事業として、年度ごとに具体的な事業が行われて、実施されているわけですが、平成22年度、平成23年度について、ご説明があったと。施策推進協議会としては、新潟市の障がい者関連施策が、具体的に計画がどう進められているか。計画の考え方ですとか、理念といますか、目標でありますとか、それが具体的な事業の中にどのようにきちんと落とされているか。実施されているかということで検証していくということが大事な役目になっているわけです。そういう意味で、今、事務局からご説明いただいたことについては、そういう形で見ていただいて、さらに次期の障がい者計画、障がい福祉計画の策定にどのように、またそれを検証し、踏まえて、計画の中に発展的に積み重ねていくかということなのだと思いますけれども、平成22年度、平成23年度、それぞれの事業について、委員の皆様から直接関係している委員の方々、あるいはそうでない方々につきましても、お気づきのところ、具体的にこのところはこういった状況で、こういった効果、あるいはこのところが課題ですよというところがあれば、関係の委員の皆様から挙げていただければと思いますし、また分からないところ等をご質問いただければと思います。

私のほうで説明の説明みたいなことでしてしまいましたけれども、そういった位置づけで、この議題があるのかなというあたりを確認しあつてと思ひまして、一言申し上げさせていただきました。ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。実体として、例えば、発達障がい支援体制事業について、例えば角田さんから実体はこうですよとか、本当の課題ですよとあれば、ご意見いただければと思いますが、お願いできますか。

(角田委員)

今、思っていることなのですが、どのように発達障がいのある方たちが反映できる数値として挙がってくるのかなと。つまり、療育手帳を持っている人たち、それから精神障害者保健福祉手帳を持っている人たちの中に、実際には発達障がいを持っている人たちというのはかなり含まれているということと、発達障がいは新しい障がいとされているのではないかと誤解があ

るのですが、自閉症に関しては1960年代からすでに学会で分かっていたことです。ですので、これらが今までは知的障がいにくくりというところでのみ、もしかしたら拾われていたのではないかと。今後、施策に反映していくときに、こういった手帳での推移ということで拾われて、発達障がい者の数というのは、実際には拾われたい。あるのだけれどもぼんやりしている。そこをどのように数字に置き換えていただけるのかというところで、もう一つは就労の場合は、今まだこれからの障がいのある方たちの差別禁止法も含め、いろいろな形で障がいがあるとか、ないとかなしにということがうたわれていますけれども、実際に今、現段階では就労するとき、障がいの手帳で雇い入れる事業主様のほうのメリット、助成金を使える、使えないというところが手帳のあるなしにとってもかかわっているのが実体ですので、発達障がいのある方たちが精神の手帳を取得してというケースもほとんどがそういう形で就労に結びついている実体がある中で、発達障がいのある人たちの数をどのように市としてとらえ、またカウントして、こういった資料に反映させていただけるのかというあたりが不安でいます。

(島崎会長)

ありがとうございます。この辺は岩崎委員や野村委員も関連するご意見等がございましたら、お聞きできればと思います。事務局からお聞きする前に、特に岩崎委員さんとか、野村委員さん、特にありませんか。

(岩崎委員)

特にないですが、私どもで発達障がいという概念のとらえ方は、今、おっしゃるように非常にぼけているので、やはりどうしても知的障がいを中心として療育手帳を取得している人でないと利用できないという立場になりますので、今のお話を聞いていると申し訳ないような気がします。確かに私が学生のころ、もう自閉症という言葉は出てきても、当時はテレビの普及率に比例してという、例えばカナーのそういう理論的な話であるとか、そういう話は一切聞いたことなかったですので、やはりまだ新しいというようなイメージで、私どもの世代だと感じている職員などが多いのかなという気がしますけれども。その中で、少しずつ制度が変わってきていますので、本当にこれからなのかなという気がしているだけで、答えにはなっていないのですが、いずれにしてもグループホームなどを私どもも持っているのですけれども、いわゆる高機能障がいの方であるとか、けっこう相談はあります。やはり利用する、しないの原則というのは、どうしても手帳取得者になってしまうのです。例外的には受け入れることも可能なので、まずは相談機関を充実させるということから、私は入っていくべきかなと思っていますし、地域理解もまだまだ、知的障がいそのものもそうなので、やはり発達障がいの方々の理解を進める上では、施設の受け入れ体制を充実することもそうなのですが、まずやはり相談機関を充実させていくところからなのかなと感じています。

(島崎会長)

ほかに関連のところがありましたら、今、角田委員から事務局と申しますか、市としてどのような考え方でということをお聞きできればということがありましたので、今後、その辺、大事に考えていかなければならないと思いますが、お願いします。

(事務局)

事務局から人数の把握という話ですが、実際のところ非常に難しいです。私どもとしてもどうすればいいのかなということが実情です。発達障がい支援センターJOIN(ジョイン)に来られている方の人数を先ほど人数を申し上げましたが、7割近くの方は診断されていないと。残りの3割くらいの方が自閉症だとか、アスペルガーだとか、そういうものがあるのですが、相談に来られている方でもそういう状態。委員からお話がありましたように、実際、就労しようかとなれば、手帳を取るために診断を受けてやりましょうかということがありますが、実際に相談にも来ない方で、どのくらいいるのかということは、なかなか掴みきれないというのが実情です。

あとは、例えば小さいころですと、保健所、それこそ1歳児歯科健診とか、3歳児健診とか、そういうところから徐々に、そこで見つけ出して、そこで決めつけるということもいかがかというご意見もあるのですが、あとは学校、特別教育支援サポートセンターとか、その辺からのデータとか、そういうものである程度拾っていくしかないのかなと。逆にどういう形がいいのかということをいろいろのご意見があればお聞かせ願いたいというくらいのところなのですが、これが正直なところでは。

(角田委員)

すみません、ありがとうございます。少なくともという前提なのですが、今、実際に手帳を取得されている方たちの親御さんなり、ご本人は、この手帳を取るときに、診断がされていると思うのです。そこで親であれば、例えば知的障がいのほうの療育手帳でも、必ずそれなりの診断を持っていると思いますし、それから精神のほうにしても、きちんと診断がついていて、精神のほうの手帳をと。そこを調べるということはできるのではないかと思います。そこはできると思っているのです。やはり診断がつかないで、多分たくさんの方たちがあって、診断を必要とするかしないかではなくて、やはりお伝えするところがまずないから、これだけあやふやな状態が今あって、若者支援センターもしかり、引きこもり支援センターしかり、それはもともとと言えば、伝えていないというところがすべての始まりになっているのではないかと。その後、受けるか受けないかというのは、それぞれの当事者やご家族の判断があるのでしょうけれども、その手前でもうすでに伝えられていないというのは現実だと思うのです。その部分を一つ踏み込むためにも、こういった療育手帳や精神障がい者の手帳を持っていらっし

やる方たちの中で、診断がついていらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるのかということも必要なのかなと。

(島崎会長)

分かりました。この辺のところは、事務局で分かるところで今すぐということではないですけれども、実際に具体的な手帳の所持の有無によって、いろいろなところで、一つ角田委員さんは就労の場合というようなことを挙げておっしゃったわけですが、その辺のところは、やはりご本人や家族がどれくらい分かって、判断できて、そしてサービスを使ったり、使わなかったりというところできているかどうか。その辺、かなり重複している部分が障がいの部分が重なっていたりすると見えにくくなってしまいますので、その辺を少しはっきりとと言ったら変ですが、細かくそのことを受け止めて、サービスにつなげられたらいいのではないかなというお話だったと思います。

ほかに、今、発達障がいということについて、角田委員さんはじめ、岩崎委員さんからもご意見、ご質問等いただきましたけれども、資料3、資料4で事務局からご説明いただいたことにつきまして、どのようなことでも結構でございます。それぞれの委員のお立場で。

(柳委員)

柳と申します。質問が三つございます。一つ目は、資料3の8ページ、手話通訳派遣の事業についてなのですが、例えばいつもの診断ですとか、歯医者ですとか、協同組合ですとか、手話通訳派遣がある、そういったPRをお願いしたいと思うのです。

二つ目は、手話通訳設置事業についてなのですが、今、8区に各区役所がございしますが、平日の9時から4時まで通訳者がいるのですけれども、例えば仕事を持っている者は平日行くことができません。代わりに、例えば土曜日、日曜日に大和デパート、夜もやっていますか、今、パスポート作成ですとか、いろいろとあると思うのですけれども、そういった場所に当番を決めて、手話通訳設置ということで、交替でどなたかいらっしゃる。そういった方法はどうかという意見です。

そして、三つ目、スポーツのところなのですが、全国障害者スポーツ大会の際に、分かるかどうか分かりませんが、聴覚障がいのスポーツ大会があるのですが、全国へ行ったときに旅費を自分で払っているのです。少しでもいいので助成をいただければありがたいなと思います。その三つです。

(島崎会長)

いかがでしょうか。実際の施策の中で、現状、どういう状況であるかも含めて、お聞かせいただければと思います。

(事務局：大倉)

障がい福祉課管理係の大倉と申します。三つあったと思うのですが、まず一つ目のPRということですが、ろうあの方へのPRはもちろんだし、そうでない方へもこういう制度があるよというPRというご要望だと思いますので、一つは福祉のしおりなるものを作っていて、そこにはこういう制度があるということはPRしていますが、ほかで例えば何かの会報誌に載せていただくとか、そういうものは機会をとらえて、やれるものはやっていきたいと思っております。

それから、パスポートセンターに手話の通訳がほしいという趣旨の要望かと思えます。現状、そういう対応は。

(柳委員)

すみません、そういうことではなくて、手話通訳の設置が、今、各区に平日だけですよね。ですので、例えば土日に用事をたししたいときに、夜間ですとか、夜7時くらいまで大和はやっていると思うのですけれども、窓口のところに例えば手話通訳設置、どなたか当番を決めて置いていただく。そのようにしていただければという意見なのです。例えば当番を決めて、交替でそこに手話通訳を設置、土日、夜7時までやっているというところをお願いできればという意見です。

(事務局：大倉)

そうですね。ご要望としてお聞きしましたが、すみません、正確に把握していなくて申し訳ないのですが当然、パスポートが必要な方で、ろうあの方が当然いらっしゃるわけで、かつてどうしているのか。また、そういう方が来たら、現実、どういう対応をしているのか。それで用が足りているのか、不便があるのか。その辺をお聞きした上で、サービスに支障がないようなものを考えていきたいと思えます。現実的にすぐ交替で各区の手話通訳者をそこにおくということが最適なのか。それともほかの方法なりで、ろうあの方も不便なく行政サービスコーナーを利用できるのか、方法があるのか。その辺を現実どうなのかということをおうちのほうで把握した上で、サービスに不便のないように対応を考えていきたいと思っております。

三つ目の障がい者スポーツ大会の助成ということに、旅費の助成ということになりますが、残念ながら旅費を出すということではありませんが、ただ、似たもので激励金支給というものがあります。これは全国大会、それこそ全国障がい者スポーツ大会の出場については、激励金の制度があります。ただ、大会のレベルですとか、規模にもよりますが、当てはまるもの、当てはまらないものがありますので、それはその大会がどうなのかということをおのつご相談いただければと思います。

(柳委員)

大会に合わせて、そのつご相談させていただくと。

(事務局：大倉)

そうですね。今、おっしゃっているのが、どの規模の大会かというところが、一昨年やったトキメキ新潟大会のような全国障害者スポーツ大会であれば、それは激励金の対象になりますが。

(柳委員)

例えばろうあ者の体育大会があるのですが、そういった場合には該当はしないのでしょうか。

(事務局：大倉)

ろうあ者かどうかということが問題ではなくて、大会の規模によります。そのつどご相談いただければ、要綱に照らし合わせて判断できると思います。

(柳委員)

全国ろうあ者大会の場合というのは、全国規模の大会なのですが、難しいのでしょうか。

(事務局：大倉)

すみませんが、全国ろうあ者大会というものが、ここでは規模の部分で判断できかねますので、何か大会の開催要綱といったものをお示しした上で、判断させていただくこととなりますので、そのつどご照会いただければと思います。

(柳委員)

分かりました。その際はお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(島崎会長)

具体的なご質問といたしますか、提案といたしますか、ぜひサービスの中で実施できればというような要望もありますので、この辺は別の場面で具体的に柳委員さんにお聞きしたり、情報を共有化しあって、どの部分がサービスにいいとか、あるいはこの部分は自分たちでとかというすみ分けといたしますか、その辺も含めて協議していただければと思います。よろしいでしょうか。お願いいたします。

松永委員さんからお手が挙がっていたのですけれども、次、小島委員さんに伺います。

(松永委員)

まず、移動支援事業の件なのですけれども、今、地域支援事業で、その中の移動支援ということで、ガイドヘルパーさんと私たちが社会参加しているわけなのですけれども、実は全国各地で格差があるということで、私ども、神奈川県の方と私どもで、昨年アンケートを取って、その結果を先ほど、事務局に一部お渡ししましたけれども、実はその様子を見てみると、新潟市ははっきり言って、全国的に見てトップクラスで、非常にサービスが行き届いていると思っています。どこに出してもはずかしくない状態だと思うのですが、ただ事業所による格差というのが非常に見られるような気がするのです。中央区、市の社会福祉協議会の部分でやっている事業所はいいのですけれども、他地区の事業所を見ると、ガイドさんがいないということをや

く聞くのですけれども、多分、これは利用者の問題もあるかもしれませんが、その辺で一番いいところと、残念ながら格差がある。全国の調査の中でも市町村の格差ではなく、最終的には事業所の格差なのだろうということが、私たちのアンケートの中で、ある程度確認できています。その辺で、新潟市も中央だけでなく、周辺部分をもっと改善をお願いしたい部分の一つあります。

もう一つ、昨年 11 月に障害者自立支援法の一部改正ありまして、この 10 月から同行援護というものができることになりました。これは基本的には視覚障がい者の移動支援が各地に格差があるということで、全国统一でなければだめだということで、私どもが運動して、この 10 月からスタートすることも決まっているわけです。実際に、新潟市はその対応をどうされるかということをお聞きしたいのですけれども、ある程度の概要は、私ども 4 月に厚生労働省の担当課の方々にお話を伺いました。最終的には 5 月にまとめ、6 月にパブリックコメントを出して、7 月に政省令が出るという話をお聞きしています。

私が心配しているのは、今の地域支援事業のガイドヘルパーの部分と新たに同行援護ができたところの、これは両方存在することになりますので、混乱が生ずるのではないかと考えています。当事者の対象の部分は、そう厳しくなくやられるようです。それから、実際に同行していただく部分もほぼ変わりはないと思います。ただ、大きな違いは、同行時にいろいろな情報提供、代読、代筆だとか、その部分がきちんとできるヘルパーさんをとということで、ヘルパーさんの研修ということが出てくると思いますし、それから、どちらの事業を受けて移動するかということの混乱です。この辺が一番、当事者も困るでしょうし、ガイドさん、事業所等も混乱してくるのではないかと考えるのです。

それで、10 月といっても、もうすぐですので、4 月に厚生労働省から提示されたその後になるかと思うのですけれども、その辺、混乱のないように、利用者、あるいは事業所なりに説明会というのでしょうか。勉強会みたいな、私たちであれば利用者としての混乱しないような、あらかじめそういう知識といいますか、状況を伝えていただくことを、ぜひお願いしたいと思っています。10 月になれば、これは確実に各市町村がやらなければならないことになると思いますので、当然、ガイドヘルパーの条件もきちんと研修を受けた方という形になってくるのではないかと考えています。そういう意味で、その辺、まだ考えていないとおっしゃるのか。暗黙にいろいろ計画されているのか分かりませんが、いずれにしろ、混乱なく 10 月から事業に入れるようにしていただきたいと思っています。

それから、もう一つ、いつも言っているかもしれませんが、視覚障がい者の就労ということになると、いろいろ障がい者の雇用率は上がっているように聞きますけれども、我々視覚障がい者の場合、それはどうなっているのかなという。ハローワークへ行っても鍼灸、マッ

サージシかない現状の中で、中途で見えなくなった方の相談を受けるときに、事務的な仕事なり、いろいろなことの相談を受けるわけですがけれども、現実には厳しい。ハローワークへ行っても鍼灸の部門しかないと言われるとどうしようもないのですよねということしか言えない。そういう意味で、もっと企業にいろいろな面で視覚障がい者の状況を理解してもらえる。視覚に障がいがあってもいろいろな可能性があることを分かってもらえるような手立てをぜひともお願いしたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。続きまして、小島委員さんに先にお聞きして、必要な事務局からのご説明をお聞きできればと思いますが、よろしいでしょうか。最初にご質問、ご意見をいただきます。

(小島委員)

一番の問題は、精神障がい者の活動についても、私自身一番の問題は、病院になぜ理由もなく入院している人たちがいるかといいますか、家庭の事情でもってここへ入院している人たちがたくさんいるわけです。県のほうで挙げた数字のほかに漏れている人たちがいっぱいいると思うのです。そういう人たちにも退院できるのだよということを推進させるためにも、病院と もっと起こった部分をとって、市のほうも、例えば病院のケースワーカーも含めて、病院側と もっと接触して、誰でもがこのように早くうちで生活できるのだよということを訴えていくように、そのように進めていかないと、ただ単なる数字でもってうんぬんということではなくて、もっとそういった意味での推進というものをぜひやってもらいたいと思います。私自身はこの活動をはじめたのも、なぜこういった人が病院の中で生活しているのかと。おかしいではないかと。私が入院しているのはおかしくないのだけれども、ほかの人はなぜ入院しているのかと。そういう人がたくさんいます。だから、その辺をもっとしっかり、まじめに、真剣に取り組んでももらいたいと思います。お願いいたします。

(島崎会長)

松永委員さんと小島委員さんからご意見、ご質問等がございましたが、事務局で関連部署等でありましたら、時間の関係がありますので、恐縮ですけれども簡潔にお願いいたします。

(事務局)

松永委員からのご質問で、一つは移動支援ですが、いろいろ部会を使って、いろいろやらせていただいています。周辺との格差、これからもう少し研究いたします。とりあえず、今、どうこうするという事はなかなかできないのですが。

それから、同行援護につきましては、いわゆるつなぎ法の改正だけではなくて、さまざま10月1日改正、それから来年4月1日改正とあるわけですが、具体的なものは、今、国から

全然示されておりません。4月中に出すという部分なども、まだきておりません。結局、その辺は個別給付化されますので、国のほうが分からないと対応できない部分があります。それこそ利用者、事業者への周知等は異論なくやっていきたいと思っておりますので、今、そういう状況です。

それから、就労関係についても、先ほど少し申し上げました、ITサポート事業とか、いろいろやっているのですが、実際なかなか進んでいないところなので、これから市としても努力していくという部分でしかお答えできないのですが。

小島委員の地域移行ですが、確かにほかのところで地域移行を進めてうまくいっているような事例なども聞きますと、やはり病院のケースワーカーさんと事業所が一緒になって、病院の理解、ケースワーカーから一生懸命やっていただいたり、いろいろな体験をしていただいたり、地域の理解も深めていくとか、いろいろそういうものをもろもろやっていかなければならないと思っております。先ほど言いましたように、今度、市でやっていきますので、その辺は力を入れてやっていきたいということでございます。

(事務局：田中)

精神保健福祉室の田中でございます。今ほどの課長の話に補足をさせていただきますと、平成23年度から新潟市も地域定着支援事業として、県と並んで実施主体でやっていくこととしており、来月から病院へ事業説明とお願いに上がる予定で計画を進めております。今、小島委員のご指摘の重要点は、地域の受け皿がないというところをどうするか。

もう一つは、精神障がいがある方が長年入院されて、生きる力を弱めてしまうこと。こういった個人的な問題もございますので、できるだけ長期化しないよう、病院と一層情報交換をしていきたいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、それぞれ委員から、意見、質問等、あるいは提案等も含まれていると思っております。それらのことを今、事業の中で今後進めていくという部分もありましたので、年度当初のことですので、今後、事業を実施していく、展開していく上に、今、それぞれの委員から挙げられたような意見、質問、要望といたしますか、提案といたしますか、そのことをぜひ念頭に置いていただいて、プラスといたしますか、付加価値のある事業展開になるように、ぜひ工夫をしていただければと思います。この施策推進協議会は、そういう役割もあると思っておりますし、そういう意味でのそれぞれの委員のご発言というように受け止めて、共有できればと思っております。本当にまだまだご意見がおありと存じますけれども、少し先へ進めさせていただければと思います。議事の4番、5番ということがありますので、そこを少し議論させていただいて、また時間がありましたら、ご質問等をいただき、今年度等についてお聞きいただ

ければと思います。よろしいでしょうか。申し訳ありません。議事の進め方がうまくなくて申し訳ありません。そういったようにさせていただければと思います。

(4) 次期障がい者計画、障がい福祉計画の策定について

それでは、議題の4の「次期障がい者計画、障がい福祉計画の策定について」、今までのことを踏まえつつ、どう策定するかということについて、基本的な考え方、根拠となる部分も合わせて、事務局からアンケート等のこともございますけれども、ご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

(事務局：大倉)

そうしましたら、議事(4)につきまして、事務局、障がい福祉課大倉より説明させていただきます。ご説明します資料は、資料5、これは本日お配りした差し替え分をご覧いただきたいと思っております。資料5、資料6、資料7の三つを一括してご説明します。

まず、差し替えの資料5をご覧ください。1ページ目、1計画の位置付けということで書いてございます。新潟市障がい者計画は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づきます「市町村障害者計画」でありまして、「新・新潟市総合計画」を上位計画とする本市の障がい者施策の基本的方向を定める個別部門計画となっております。また、新潟市障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づく計画でありまして、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画という位置付けになっております。

計画の期間ですが、現行の計画はどちらも平成23年で終わりになっております。次期計画の期間ですが、障がい福祉計画のほうは国の方針によりまして、平成24年から平成26年の3年間となっております。障がい者計画は、特段何年にしなさいよということはありませんけれども、私どもとしましては、障がい福祉計画、それから新潟市の総合計画の終期が平成26年となっておりますので、こちらもそれに合わせたいと考えております。参考までに、資料5の最後のページに、ほかの計画との開始、終了の一覧が載っております。

2ページは、次期計画を作るに当たっての基本的な考え方ということで記載しております。障がい者計画の策定に当たっては、前の1ページに法の記載がありますけれども、国の障害者基本計画、それから県の障害者計画を基本としなさいと。それから、新・新潟市総合計画の基本構想に則しなさいと。また、それに加えて障がい者の状況等を踏まえることとされています。現行の計画は平成18年に作られたわけですがけれども、そのときに基本としました国の障害者基本計画、それから県の障害者計画、新潟市の総合計画は、今現在も継続されている計画でありまして、それぞれがそれに続く計画について、特段次はこうということも示されていないことから、新潟市の次期の障がい者計画については、現行の計画の理念や基本目標を基本的に継承しまして、そこに今、計画に基づいてやっている事業の実施状況でありますとか、後ほ

ど説明しますアンケートの調査結果を踏まえたものを次期計画にしようと考えております。

もう一つの障がい福祉計画ですが、こちらは国より示された考えがありまして、こちらを基本にした上で、今までの実績と新潟市の実情を加味したものを作成しようと思っております。

そこで、アンケートを後に回しますが、資料7ということで、これは平成23年2月22日、国の全国の主管課長会議がありまして、そちらで提示された資料です。そこに第3期とありますが、次の平成24年から平成26年をさしますけれども、その考え方ということで示されております。資料7を見ていただきたいのですが、それによりますと、1ページの上、基本理念等とありまして、現基本方針、これは国が示した現基本方針、こちらの基本的理念、基本的考え方は変更しませんよと。ただ、障害者総合福祉法は平成25年8月の実施を目指しておりますので、それに応じて計画見直しをする可能性があるということが説明されておりました。下の方に数値目標ということで書いてございます。数値目標については、対照表になっているページがありますので、そちらを見たほうがいいのかとよろしいかと思っております。資料7の9ページに現行の数値目標の考え方、それから次の数値目標の考え方ということであります。数値目標を三つの切り口で上げているわけですが、一つ目の施設入所者の地域生活への移行という部分です。こちらは、新潟市もそのようにならいましたけれども、平成17年10月時点の入所している方の1割を地域移行にしようという目的で計画が作られております。これが平成26年度末の第3期の目標としては3割以上ということが示されております。それを基本として、実情に応じて設定をしようということが示されておりますし、入所の削減は7%で示されたいものが、平成26年度は1割ということで示されているものがあります。

それから、2番目の退院可能な精神障がい者の減少ということですが、こちらについては具体的に示されてはおりませんが、案のところに書いてありますが、本年夏をめどに示されるということが書いてあります。いろいろどういった指標が適切かというご意見がほうぼうであるようございまして、それは本年夏をめどにお示するというものでありますので、そちらを新潟市としても参考にしたいと考えております。

それから、3番目、福祉施設からの一般就労への移行という部分については、これは第1期計画時点、平成17年の実績の4倍以上ということで、これは毎年がその当時の4倍以上をとことなので、これについてはそれを基本としなさいということは変わっておりません。実績と地域の実情を踏まえてということが書かれております。

それから、一番下の就労支援事業の利用者数、こちらは新潟市の障がい福祉計画には定めてはおりませんでしたが、資料7の2ページの(Ⅱ)、(Ⅲ)とある(Ⅲ)就労移行支援事業の利用者数については書くよう検討してくださいということが示されているところです。

再び資料5に戻っていただいて、2ページの考え方ということでお話ししましたがけれども、3ページ、4ページは現在現行計画の構成ということになっております。今、私がお話中に冊子もお配りさせてもらったのですけれども、こちらもきれいなものはここに載っております。最初の5ページがこちらの資料5の3ページと同じような形になっております。

そして、こちらの現行計画の基本としまして、アンケート調査結果なども踏まえて、骨子案を作ったものを次回お示ししていこうというように考えております。

資料5の5ページは、今後のスケジュールということでお示ししました。本日、こういった考え方ということをお話させていただいて、次は、第2回の施策推進協議会、これは夏の早い時期に開催したいと思っておりますけれども、そこで骨子案をお示しして、ご審議いただきたい。その後については、段階的に計画の素案、最終案ということでお示しするタイミングで施策推進協議会を開催していきたいと思っております。

あわせて、資料6の障がい者福祉アンケートと少し厚い資料になります。こちらは、ニーズ調査、実情調査ということで、昨年度、今回、二つの計画を作るに当たりまして、行ったものです。調査対象とか、調査項目につきましては、昨年度の協議会で説明させていただいておりますけれども、今回は、在宅者（18歳以上）、施設入所者、障がい児18歳未満児童です。共通の項目もあるのですが別々にアンケートを用意しまして、行ったということです。資料6の1ページです。目的とか、その対象ということで入れたりしています。そこで一つ報告といえますか、発達障がい者の調査対象は101名行っております。昨年度の協議会では、当初20名ほどということで考えておりましたけれども、協議会の委員のご意見として、もう少し増やすべきだという意見をちょうだいしまして、1ページの選定方法というところに書いてあるのですが、その後、関係保護者団体に協力をお願いいたしまして、100を超えるところまで協力をいただき、送付させていただいたところであります。そして、アンケートの回収状況ですが、2ページに配付回収状況とあります。送付数5,124に対しまして、3,177。パーセンテージでは62%の回収をいただいて、大変ご協力いただいたという結果になっております。

次から内容になります。3ページから調査結果の概要ということで記載しておりますが、時間の関係もございますので、この中で要点的なものを中心にしたいと思います。飛び飛びになりますけれどもご容赦ください。まず、最初に在宅者（18歳以上）という部分で続いています。5ページ2番の（2）で、日常生活で困っていることとあります。こちらの回答で多かったものは、「銀行や役所等での事務手続きが十分できない」、それから、「外出に支障がある」、「お金の管理が十分できない」という順で多い、困っていることが挙げられております。こちらは後半の部分にそれぞれみんな詳細があるわけですが、これについては36ページに詳細があるのですが、多い中でも知的障がいの半数以上の方が銀行、役所等で手続き、お金の

管理という部分に半数以上の方が困っているというような結果が見えております。それから、5ページが一番下、3の(2)相談制度を希望する仕組みです。こちらは全体としては「一つの窓口でさまざまなこと。あちこちではなくて、一つで応じてくれる相談」というものを望む。それから、「専門性の高い相談、職員」が望まれる。それから、「24時間いつでも」という順でのアンケートの結果となっております。

それから、次のページ6ページ4番、日中活動・就労ということでいくつか聞いておりますが、(3)に外出時の充実や改善などを望むものという設問を行いました。全体では、「歩道・通路の段差、傾斜」、それから「建物の階段・段差」、「トイレの利用」という順で改善を望むというご意見をちょうだいしております。こちらの詳細は43ページから44ページに書いてあるのですが、詳しくは後ほどご覧いただきたいと思っております。中で多い数値があったのは、視覚障がいの方の半分以上の方が道路の段差ということを挙げられておりましたし、知的、精神、発達の方はそういった付随的なものよりも、周囲の目が気にならないことということも多く挙げているという傾向が見てとれました。

それから、本日も再三話題と申しますか、ご意見をちょうだいしております、災害時に必要なことが次の回答でありまして、こちらでは「薬や医療的なケアを受けられること」、それから、「避難所設備が障がいに対応していること」、「介助によっては避難できる」という順に必要なことというご意見をいただいております。それから、7ページに移っていただいて、(8)就労の希望です。在宅の方では「就労を希望しない」という方が53%、「希望する」が16.5%という結果でありました。あわせて一般就労するのに必要なことが何ですかということで、(9)でありますけれども、こちらの回答としては、全体では「障がい者向けの職業相談や紹介の充実」は40%、それから「体調にあった勤務体制」がほしいというのが38%、それから「障がい者理解を促進するための職場への支援」ということが次いで挙げられております。

次に、5番の(2)障がいによる差別やいやな思いをしたこと。こちらは今後の議論にも当然関係してくるのです。これは「ある」、「ない」、「分からない」という部分だけの間であれば、「ある」というが16%、「ない」が45%、「分からない」が23%という状況でありました。具体的に記載を求めたところもあるのですが、そこについては多くの分類では「労働や職場に関すること」が313人のうち78件、「教育や学校生活に関すること」が32件、「医療に関すること」という順に回答がありました。その下に(3)障がい者の理解に必要なことというところでは、こういったご意見をいただいております。全体では、「福祉施設をもっと地域に開かれたものにする」、その次は「障がい者自身が積極的に社会参加をする」、「小・中学校での福祉教育の充実」、「障がいを理解するための講演会や講座の開催」という順で回答がありました。

それから、少し飛ばさせていただきます、9ページ一番最後に障がい者施策についてという間で

すが、全体では、「経済的負担の軽減」というのが一番多く、「相談支援の充実」、それから「障がい者の理解の普及」、さらには「緊急時・災害時の支援」、「医療及びリハビリテーション体制の充実」という順で多かったです。

次に、入所者というところで、今申し上げたところと同じところをお話ししようと思うのですが、12 ページに日常生活で困っていることというのがあります。こちらは「食事やトイレ、風呂、着替えなどの身の回りのことが十分できない」、次に「将来の生活に不安を感じている」、「健康状態に不安がある」という回答になっています。

それから、同じ 12 ページの 3 の (2) 相談支援体制の希望する仕組み、こちらも先ほどと同様に「一つの窓口でさまざまなこと」というのが一番で、その次に何かというよりは、特に希望なしというご意見、それから「専門性の高い相談」という順になっておりました。

12 ページ 4 の (3) 外出時に改善を望むものということでは、全体では「トイレの利用」、「歩道・通路の段差・傾斜」、「建物の階段・段差」という順になっておりました。13 ページに就労の希望と就労に必要なことというところがありますが、「就職を希望しない」という方が 7 割以上、「希望する」というのが 6%ということでありました。必要なことは何ですかというものについては、こちらの回答としては、「障がい者理解をするための職場への支援」、「職業紹介の充実」、「能力を身につけるための職業訓練」という順の回答でありました。

5 番の (2) 障がいによる差別やいやな思いという部分では、「ある」20%、「ない」20%、「分からない」が約 40%という内訳でございました。具体的ないやな思いの内容については 83 人から回答がありまして、「教育や学校生活に関すること」が 9 件、「労働や職場」6 件という順になっておりました。次いで、障がい者の理解に必要なことという部分については、こちらは「福祉施設をもっと地域に開かれたものにする」というのが一番多い意見で、「小・中学校での福祉教育の充実」、それから「障がいを理解するための講演会や講座の開催」という順になっております。

それから、15 ページの一番下にいきまして、障がい者施策についてのご意見という部分では、こちらも先ほどと同じく「経済的負担の軽減」というのが一番多いものでして、その次に「障がいに対する理解」、「外出時に利用するサービスの充実」、「住まいの場として利用するサービスの充実」、「相談支援の充実」という順になっております。

続けて、3 種類目の 18 歳未満の児童に対する調査ですが、こちらも同じ部分でお話しします。日常生活で困っていることは、17 ページの一番下にあります。こちらは先ほどと順番が変わっておりまして、しかも数字が大きいのですが、やはり「現在のことよりも将来の不安を感じている」という回答をした方が 7 割以上という状況になっています。その後、「外出に支障がある」、「身の回りのこと」というようになっています。

それから18ページに3番の(2)相談支援体制の希望ということで、こちらのほうは一番目が「専門性の高いものを望む」というのが一番でした。「一つの窓口」というものも多く2番目。それから、「自分と同じ立場の相談」というのも次いでありました。

下の4の(3)外出時の改善を望むものということでは、全体では「トイレの利用」、「周囲の目が気にならない」、「周りの人からの手助けを得やすくする」ということも3番目に挙がっております。災害時に必要なことでは、全体では「避難所設備が障がいに対応していること」、それから「避難所で必要な介助を受けられること」という順番でありました。

(島崎会長)

すみません、ご説明いただいているところで恐縮ですけれども、お約束の時間がありますけれども、その辺、委員の皆様、この後のご都合もおありかと思いますが、アンケートについては、今、ポイントをご説明いただいているので大事なところだと思うのですが、見えていただくということのできることなのですが、これらを踏まえて、結局市として次期障がい者計画、障がい福祉計画の策定について、このスケジュールを踏まえて、これらのアンケートを踏まえながらということで、今、ご説明いただいていますけれども、その辺のところを少し示していただけるとありがたいと思うのです。委員の皆様、お時間が少し長くなってしまっていて、5番の大事なところも確認しなければいけないので、その辺、アンケートについては見ていただければという部分だと思いますので、その辺でよろしいでしょうか。どうしたいのかということですので。

(事務局：大倉)

そうしましたら、資料6はここで読んでいただくということにして、また資料5に戻っていただいて、3ページ、4ページ、5ページあたりを見ていただきたいのですが、3ページ、4ページは冊子もお配りしましたけれども、現行計画の形といいますか、構成といいますか、こういうものが載っております。2ページのほうに基本的な考え方をお示したように、福祉計画の数値目標はおおよその目安が示されております。一方、障がい者計画は従前に作ったもの、以降は変わった示しはありません。なおも障がい者計画を作ったときに、基本とした国の基本計画、県の計画、新潟市の総合計画は5年たった今での、その当時のものが継続された基本にする計画ということで変わっておりません。したがって、基本的には現行の計画をベースとして、そこに計画で盛り込んだ事業の実施状況の評価も当然しますけれども、そういった状況ですとか、今回のアンケートのニーズの部分ですとか、そちらを計画に盛り込めるものは盛り込んで、次期計画としようという考えが、事務局の考え方であります。次の5ページにありますスケジュールでの次の段階には、この骨組みに文章的なものを当然肉付けして、それほどボリュームの大きなものにはなりませんけれども、骨子というレベルで次にお示して、

ご審議いただくというように考えているところです。

(島崎会長)

ありがとうございました。アンケートについては、新潟市のホームページで公表されていますか。見ることはできますか。

(事務局：大倉)

現時点では、まだアップされておられません。

(島崎会長)

近々にアップの予定ですね。そうするとこれは市民も共有できるということですね。分かりました。

そういたしますと、スケジュールを見ますと、9月には骨子案作成ということで、次期障がい者計画と障がい福祉計画についてのたたき台が示されると。それについては、先ほど来、さまざまご意見をいただいていますけれども、今期の今の計画をしっかりと振り返るということですよ。先ほど来、ご意見が出ていると思いますので、やはり進捗状況についての分析でありますとか、これが非常に効果的であったとか、これが不足であったとか、これが課題であるとか、あるいは今の国で議論されているところですか、基本法の改正の部分をごどのような形で盛り込んでいくのかとか、あるいは重要なアンケートを、これは分析が入っていないわけですが、これを今の施策の状況とリンクさせるとどうだとか。今後、どの部分を重点的に取り込んでいかなければいけないとか。アンケートですので、そういう読み方をしていかなければいけないわけですが、これをすぐ9月の骨子案のところにと落とし落とせるかどうかという、また難しいかもしれませんが、その部分をきちんと入れた形で、次期の障がい者計画、福祉計画を作っていきたいということでしょうか。やはり今、いただいたご意見で、この辺が不明瞭ではないかとか、施策としてこの辺をもっと充実させてもいいのではないかとか、入れていかなくは、制度が変わっていく中で新潟市として、それをどう制度化、事業の中に入れていくのかとか、そういうことも含みで、細かなこととなりますけれども、骨子案を作ってお示しすると。ここで議論するというのでしょうか。まず、そのところを今日の協議会では確認をするということで、このスケジュールを進めることについても含めて、ご確認をいただきたいということですが、今のようなことでよろしいでしょうか。これだけはして、骨子を作ってもらいたいというあたりのことについて、ご意見ございましたら。

(斎藤委員)

今日の一番最初にありました、震災時のというようなお話がたくさんありましたけれども、ここ3か月の間にいろいろ聞いていると、日本のさまざまなシステムやら、今までの行政なり、あるいはそういうものが全部机上の空論で、いざというときにどれほどの役に立ったのかとい

うことが、みんな想定外というような言葉の中で逃げているというようなところがあって、多くがあまり役に立っていない。そして、障がい者の人たちの現状というものが把握すら、まだ十分ではないというようなことを聞くわけですけども、今日、そのお話がさまざま出ましたが、このところにこの計画のもとにいざというとき、新潟市の中の障がい者たちは、誰によって、どう把握され、そしてそれがどこへ集約され、どうなるのかというようなあたりが、はじめなり、後なりに一目瞭然、あるいはさまざまなサービスが有機的につながっているようなものがはっきりと示されているといいなと思いました。

もう一つ付け加えさせていただくと、一昨年、私は、自治会のちょうど班の班長だったのですけれども、そこで最後に会長さんが、この前、西区の各自治会の会長の会があって、一番最後に区役所から自治体の援護者の名簿があると。これをどう扱いますかと班長さんたちにあつたのですけれども、班長さんたちは、一体何をどう考えればいいのかというようなことで、皆さん、声もなかったのです。会長さん自身も困ってしまって、もてあましてしまって、匿名性が大事ですのでどうしましょうと困っていらっしゃる。とりあえず、私の手元に置きますので、班長さん、帰る前に各自分の班の中にどういう人が要援護者の名簿に載っているかということを見ていってくださいと。それを頭に置いておいて、いざというときにはお願いしますと。こういう感じなのです。私は、私自身が障がいを持っていますが、うちの子はもちろんいいですか、届けたことといいですか、届けてくださいと言わせたこともないので何も挙がっていないわけですが、お一人いらっしゃるのです。大変元気なお年寄りの方なのですけれども、この方がどうしてなのだろうと思いましたが、お年寄りで、一人暮らしで、少し足が悪くて病院に通院していると。そういうことで載っているのではないかと言うのですが、その辺の援護者というのが、一体、市民全体がどう把握しているのかというようなところもありますので、自治体を通してということがどれほどの力を持っているのかということも疑問に感じておりますが、そういうことも含めて、計画の中にまとめられるとありがたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。今の部分はとても大事なところで、ぜひ東日本大震災で被災された皆様、避難されてこられた方、あるいは市民、同じ思いだと思いますので、この部分は推進協議会のところで、市の取り組み状況とリンクさせながら、議論していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。時間の関係で大変申し訳ないのですけれども、少なくともこのスケジュールを踏まえて、8月なり、9月なりに骨子案のたたき台を作って、第2回の協議会を開催すると。それに向けて、事前に意見収集があれば、そのペーパーを協議会のところで、これについてこのようにしようとしているのだけれども、どうだろうかというようなことをぜひ、またかなり時間がありますので、していただきたいと思っております。意見集約を取るとい

うことですか、アンケートについての分析についても、ご意見をいただくとか、そういう形の積み重ね、やり取りを委員会と事務局と委員と双方向性を持ちながら、情報を共有しつつ、一体的に進められたらと思っておりますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

(5) (仮称) 障がい者基本条例について

大変恐縮ですけれども、今回、第1回で2時間ということで、これだけの議事を進めるのが厳しかったなど深く反省しつつ、(仮称) 障がい者基本条例につきましての整理を、この間、施策推進協議会で取り組みをしてきましたので、これを今後、どのように作っていくかということ。これも確認させていただき、これも皆様とご連絡させていただきながら、このように進めたいということで、事務局からご説明をいただいて、確認できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

申し訳ございません。今しばらくお時間いただきたいと思ひます。

それでは、(仮称) 障がい者基本条例についてご説明申し上げます。お配りしました関連の資料8-1につきましては、障がい者制度改革の推進のための第二次意見ということで、昨年の12月17日に障がい者制度改革推進会議で出されたもので、同会議の障害者基本法に改正に関する意見をまとめたものと。

それから、その次の資料8-2につきましては、今年の4月18日に障がい者制度改革推進会議第31回会議に示された障がい者基本法の改正案分でございます。これは当初、2月14日に内閣府から改正案の素案が推進委員会に示されましたが、いろいろなところから修正を求める意見がありまして、その後、修正したものということになっております。今日は、今後の議論のご参考ということで、これは資料を配らせていただいております。

本題につきましては、資料9の1枚ものをご覧ください。(仮称) 新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約について(案)ということで、今後、これまでこの協議会で議論してきました。(仮称) 新潟市障がい者基本条例を当協議会として、具体的にどう進めていくかというものを事務局としての考えをまとめたものでございます。1の趣旨でございますが、協議会では平成21年10月から、その下の協議会経緯にございますように、研究や議論を行ってまいりました。その中で、これまでの協議会での各委員の皆様のご意見からは、基本条例は必要であるということについては、皆さん、異議がないところだと思ひます。

ただ、基本条例につきましては、新潟市の障がい者施策推進の方向性を示す、根幹をなすものとなると考えられます。そこで、今後ももう少し十分議論を重ねていく必要があると思っております。今後、この協議会での検討を具体的に進めていくために、方向性について、協議会

として中間のまとめというものを行っていただいて、市長にも意見として提出したいと。そして、市としてどうかというようなところも、そこで第一段階で確認したいというように考えております。

今後の具体的な進め方ですが、この資料の裏の3に書いてございますが、基本条例にかかる意見集約についてということで、事務局の案といたしましては、協議会の中に意見集約のための作業部会を設置し、平成23年度末を目標に(1)に書いてございますが、基本条例のあり方とか、基本条例により期待する効果とか、作った後、行政、市民、関係団体の責務といたしますか、どのように取り組むべきなのか。作りっぱなしではいけないと思いますので、そのようなことをもろもろ作業部会でまとめていただければと思います。作業部会で検討中のものを、先ほど障がい者計画の日程のところ、推進協議会の開催の目安をお示しましたが、そういうところに途中経過等を挙げていただいて、全体会での意見を聞いていただきながら、まとめていっていただきたいと。そういう形で、具体的に進めていきたいということが現在の事務局の案でございます。皆さんからご意見をお聞きしたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。議事の5番目ですが、資料9の新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約について(案)、趣旨、これまでの協議会経緯を踏まえて、基本条例にかかる意見集約をワーキンググループをこの協議会に置いて、検討して、中間まとめをします。そして、市長に意見するものとしたということ。具体的に、もっと進めば、新潟市基本条例のたたき台のようなものといえますか、イメージというものが、こういったものはどうだろうかということも、作業部会の中で出てきて、こういう形でということもお示ししつつ、この推進協議会で議論し、市長へという流れになるかと思っておりますけれども、これについては、前期までの施策推進協議会では、やはり基本条例の制定については具体的なワーキングを作って、進めていく必要があるのではないかということについては、確認できていたように思いますので、そういう意味では、事務局からのご提案は、できればぜひこの作業部会のメンバーになりたいというようなことも含めておっしゃっていただき、これについての意見をお聞きできればと思います。もし、会長、会長代理、事務局とご相談して、作業部会をお願いできないだろうかということで、またお願いし、それをメール等でこの方をお願いしたいのだけれども、自薦他薦、ほかに何かいかがでしょうかとか、オブザーバーにこういう人もあってはどうだろうかとか、ご意見をいただきながら、作業部会でこれらの意見集約がまとめられればいいなということだと思っておりますが、いかがでしょうか。私会長の意見というは何ですけれども、案には賛成といえますか、考え方としてはいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(小島委員)

結構でございます。

(島崎会長)

では、これでやっていくと。場合に寄っては、小島委員さん、ワーキングにとかとお願ひしたりするかもしれませんけれども、そういったことも含めて、今、小島委員さんから賛成ですということで、はっきりご意見がありましたので、そういうことでこの協議会で、特にご異議がなければ、これで進めるということで、またこのことについて、本当に時間のないところで、異議なしということだったということで、ただ、これについて、具体的にはこういうメンバーで、こういう日程でということは、改めてお示しするということが、事務局とご相談しながら、少しご面倒をおかけしますがといたしますか、これは事務局からの案ですので、ぜひ取り組んでいただきたいという前提で、よろしいでしょうか。ぜひ、委員にも加わっていただければというお願ひを含めて、確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「了解しました。」の声)

(島崎会長)

特にご異議がないということなので、事務局、具体的なワーキング、作業部会の進め方等、また作って委員の皆様にご連絡するということがよろしくお願ひしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。会長と相談させていただきながら、メンバー等も決めていきたいと思っておりますが、ぜひ参加しますよという方がいらっしゃれば、事務局のほうに言っただいて、その辺も参考にさせていただいて、あまり人数が多くても協議会全部でできないのではと考えたのですが、今まだ何人するということが考えておりませんが、会長と相談させていただいて、進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございます。5時15分のはずがかなり過ぎてしまいました。ありがとうございました。一応、その他ということで、今、すべての人権をすべての人ということで、これは塚野委員から最初にお話のあった資料ということで、配付いただいているということでしょうか。

(事務局)

そうです。先日、事前にお話がありましたので、資料提供ということでお配りさせていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございました。また、これについては、まず私のほうからは、すみません進め方が思うようでなく、本当にお忙しい中、お一人おひとりからご意見をいただければと思いつつ、

今日、ご発言いただけなかった委員の皆様、本当に申し訳なく思います。これから、事務局から意見等でご連絡があるかと思いますが、ぜひ最後の作業部会のお手上げも含めて、ご協力をお願いしたいと思います。事務局に進行をお返ししたいと思います。今の資料について、塚野委員から何かコメントをいただけるようだったら、事務局からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(塚野委員)

次回に発言いたします。

(島崎会長)

分かりました。ありがとうございます。

今回は、計画うんぬんということですので、私は終わったと言いながら、時間のところを事前に、少しこのくらいまで大丈夫だというあたりで調整していただければと思います。2時間では少し厳しいかもしれないということです。よろしく願いいたします。

(事務局)

島崎会長、長時間にわたり、議事進行いただき、ありがとうございました。また、皆様には、活発なご発言をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成23年度第1回新潟市障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。